

埼玉の夜明け

巻号 50
第2号
通算155号

団地会
区員
教員
スト
リキ
区教
委社
本東
関社

第21回平和を求める八・一五集会

安倍改憲は国家と社会をどう変えるか

『4項目改憲』の危険性

東海大学法学部教授 永山 茂樹



第21回平和を求める8.15集会

1、改憲構想のスリム化をどうみるか

一四年に自民党が発表した「憲法改正草案」をふりかえてみます。それは日本国憲法のはじめ(前文)からおわりまでの全面改定を打ち出すという、おおがかりなものでした。

ところが数年のあいだに、改憲構想は分量の点で極端にスリム化されてしまいました。天皇元首化条項、国民の国旗・国歌尊重義務条項、政教分離あいまい化条項、

家族尊重条項をはじめ、草案にあつたさまざまな条文が霧消しました。

このことは、「一四年に提示した多くのことが、じつはあまり切実な改憲課題ではなかった」ことのあらわれです。しかし政権党があまり切実ではない改憲をねつしんに主張していたのだとすれば、硬性憲法という基本(九六条)からいっても、また公務員が負う憲法尊重擁護義務(九九条)に照らしてみても、適切性が疑われます。立法や行政などの手法では十分対応できない、どうしても必要なあいだに、改憲はおこなわれるべきだからです。

つまりこれほど短期間に改憲構想のスリム化がおきてしまったこととしたい、自民党の改憲体制にある、救いようのない無責任さを露呈しています。この事実は追及さ

れるべきことだとおもいます。

2、安倍改憲の柱はなにか

では自民党にとってどうしても譲れない点、改憲の主眼とは何でしょうか。もちろんそれは九条改憲です。おなじように、安倍改憲も九条を中心としています。

一八年春から現在まで、安倍首相は、四点の改憲を繰り返し主張してきました。それは①九条改憲、②「戦争がしやすい国」に便利(な)緊急事態条項改憲、③(国民の精神的動員に必要な国家主義的教育をすすめる)教育条件「整備」改憲(決して「無償」改憲でないことは注意が必要です)、④それに(多数派の過剰代表を担保し、反対派を国会から排除する)選挙制度改憲、です。

また改憲案の文言は固まっておらず、「たたき台」「素案」にすぎないと練りかえしてもいます。「他党の意見もききます」という柔軟なポーズでしょう。けれど改憲の項目自体については、自民党内ではコンセンサスができてきたとみられます。

②③④の三者には、(カツコのなかでふれたように)、九条改憲後の「戦争をしやすい国」を支える機能があります。しかしいずれも九条改憲あってこそのもので、単独で改憲の柱となりません。だから(スリム化された改正草案と

おなじく)政治状況しだいで、かんとんに出入れられる可能性があるあるでしょう。

とすると、「安倍改憲は四本柱で成り立っている」という整理は適切でしょうか。四本柱を並列することは、「安倍改憲は九条だけではない」という印象をあたえます。わたしはこれを安倍改憲の「目くらまし効果」と呼んでいきます。安倍改憲を「四本柱」と並列的にまとめるのではなく、「1プラス3」改憲と表現したほうがよいとおもいます。あくまでも中心は九条改憲なのです。

3、九条以外の改憲はよいことか

—教育条件整備改憲のばあい

教育条件「整備」改憲と選挙制度改憲によい点があるか。それがかんがえてみます。

教育条件「整備」改憲には、教育を受ける権利を経済的に保障する積極面がありそうです。しかし教育条件整備には、立法・行財政・地方行政など、改憲以外の方法がありますし、むしろそこが重要です。ですから教育条件「整備」改憲は、1でのべた「改憲は、どうしても必要なあいだにだけおこなわれるべきだ」という命題に反します。

つぎに教育条件「整備」改憲と国際法との関係です。国際人権規約A規約は「高等教育は、すべて

の適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」と規定します。これを日本は批准し、また当初付していた留保を撤回しています(二二年)。つまり高等教育の漸進的無償は、国際社会にたいして日本政府が負う義務です。さらに憲法は、確立した国際法規の遵守義務を定めるので(九九条)、高等教育の漸次無償化は憲法に取りこまれてもいます。

しかしじつさい一二年から現在まで、全国の国立大で入学金・授業料の引き下げはまったくすすんでいません。それどころか東京芸大・東京工大は一九年度から、千葉大・一橋大は二〇年度から(予定)、それを引き上げます。無償化に反する値上げを許容する現在の法制度は、国際人権規約と憲法に抵触するのではないのでしょうか。

教育条件「整備」改憲は、この違法・違憲な現状を抜本的に解決するのでしょうか。そのヒントが、来年度から実施される国立大学授業料制度改革にあります。これは一部学生の授業料無償化につながります。他方、現状では授業料減免対象の多くの学生を対象からはずします。このことからすると、教育条件「整備」改憲が高額授業料の改善につながる保証はないとおもいます。

4、九条以外の改憲はよいことか―選挙制度改革のばあい

選挙制度改革によって地方の声を国政に反映させる、という説明があります。これもいいことのようにです。しかし地方の声を国政に反映させるためには、地方財政自主権や条例制定自主権を拡充させ

る必要があります。やはり1の命題に反します。

また「すべての県から少なくとも一名の参議院議員を選出する」改憲が実現しても、地方の声为国に反映される保証はないでしょう。じつさい、沖縄からは三年ごとに一名の参議院議員が選出され

ます。が新基地建設をめぐる県民の意思は無視されたままなのですから。

もつとも深刻なのは、選挙制度改革が、選挙制度のありかたの基準として、人口とともに行政区画・地域的な一体性・地勢等を総合的に勘案するとした点です。こ

主張

「GAF A」と「BAT」がAI時代を牛耳る。

世界経済は、この二〇〇〇〜三〇〇〇年、モノ・人・カネが国境を越えて大規模に動くようになった。「ハイパー・グローバル化」と呼ばれる時代に入っているのである。特にAI（人工知能）は経済発展の鍵となり、トランスフォーメティブな技術（世界を変える技術）として、大きな期待を集めている。

経済学では伝統的に、成長が生み出す新たな価値が労働者と資本家のいずれかにバランスよく分配され、経済の好循環が生まれてきた。また、仮説として「富める者が富めば、貧しい者にも自然に富が滴り落ちる」とする経済理論（トリクルダウン理論）もある。しかし、近年は超過利潤から生まれた余剰資金が労働者ばかりか資本家にも十分に分配されないのが実情で、巨額の利益がごく一部の大富豪に滞留する現象が多くの国々で観察されている。成長の果実がごく一握りの人々によってのみ享受され、時流に乗り遅れた大半の人々に行き渡らなければ、本来は「満ち足りた世界」であるはずの先進経済で、多くの社会的な弱者が生まれてしまうのである。

現在、米国の最高経営責任者CEOの報酬は一般労働者の三六一倍に達している。その最たる企業は、国境を越えてビッグデータを集積し、アルゴリズム（コンピュータによる計算方法）を

駆使し、独自の事業モデルを無形資産化して、タックスヘイブン（租税回避地）に富を蓄える、アニメスピリットが創り上げたプラットフォーム（インターネット上で大規模サービスを提供する巨大IT企業）の巨大化だ。特に巨額の超過利潤を手にした企業、米国の「GAF A」（グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル）、中国の「BAT」（百度、バイドゥ、阿里巴巴）アリババ、騰訊、テンセント）などの新興巨大企業に対し、独占への懸念が高まっている。この対策として、「税源侵食と利益移転」を規制しようとする動き、また、プラットフォーム・ビジネスにおける政策的トレードオフをアジェンダとする（一方を追求すれば他方を犠牲にせざるを得ない関係にある政策を検討課題とする）動きも進められ、「(1)自動化による生産性向上⇄所得分配の不平等(2)データ・技術・人材の集中⇄研究開発の多様性確保(3)サービス品質の向上⇄プライバシー保護、セキュリティ確保」が考えられている。これらにより、

極端な富の偏差を是正し、できるだけ多くの人々が成長の恩恵を安全かつ平等に享受できるようにすることが、新技術が成長の源泉となる時代で真の豊かさを実現するために重要となっているのだ。「海は、その中にいた死者を外に出した。死と陰府も、その中にいた死者を出し、彼らはそれぞれ自分の行いに応じて裁かれた。」…ヨハネの黙示録二〇…一三

5、「九条改憲でもいまとなにもかわらない」論の嘘

さて九条改憲です。

この数年、自民党は、九条二項を改憲のターゲットにしてきました。二項は戦力不保持条項さえ崩せば、（たとえ一項が残っても）、「戦争をできる国」づくりは可能だと判断したからでしょう。しかし最近、二項を残しながら、憲法に自衛隊を明記するという改憲案が党内で有力になりました。これは形式的には「加憲論」の一つです。

安倍首相は、「憲法に自衛隊を明記する条項を加えてもいまと違いはない」ので心配ないといっています。しかしこの説明は成り立ちません。

第一に「現状と違いはない」改憲を実現するために努力する（他の課題を後回しにしても！）ということとは、努力の無駄遣いであり、非合理的なことです。改憲国民投票の実施には数百億円のお金がかかるといわれます。現状をなにもかえないことのために数百億円を支出するのは、国費の不当な支出です。

第二に憲法で自衛隊を明記すれ

ば、それに対応して下位にある法律や予算、命令、裁判の判決などがかわるからです。自衛隊の存在に違憲の疑いがあったからこそ、自衛隊にはできないことがありました。反対に、憲法に自衛隊という概念が置かれると、それは憲法的正当性をえることになりません。

第三に「いまと違いはない」というときの「いま」の置き場所の問題です。安保法が成立した一五年以後の「いま」と「改憲後」とのあいだにある隔たり。憲法が成立した四六年後の「いま」と「改憲後」とのあいだにある隔たり。両者を比べると、後者に比べて、前者がとて大きいのです。

「憲法で自衛隊を明記してもいまと違いはない」という言い方は、安保法制定後の「いま」と九条改憲の差に焦点をあてています。しかし憲法が本来もとめる「いま」と九条改憲の差にこそ、わたしたちは目を向けるべきでしょう。

6、おわりに

安倍改憲は、憲法が予定する国家のあり方を根底からかえるおそれがあります。しかしそれだけではない。

戦後日本社会では、軍事的なものとの距離感が保たれてきました。しかし安倍政権は、たとえば愛国心教育、メディアや自治体への圧力などを通して、そういう距

残念ながら、今年度は、幾つかの教会からしか社会活動委員が選出されていない。埼玉と言っても広域には違いないが、自分の教会に閉じ籠ることなく、年に数回でも、夫々の教会の活動を分ち合ったり地区のイベントに参画したりすることは、教団という合同教会に集う者にとっては、大切なことではないかと思う。来年度は、多くの教会から社会活動委員が派遣されることを願ってやまない。

現実の世の中という道の上を教会が前に進んでいくためには、社会活動と宣教(伝道)活動という両輪が必要だと思ふ。教会にそこを招かれている人々のキリストに従う心が、熱く強いことが第一なのは言うまでもない。しかし、どんな素晴らしいエンジンを載せたクルマでも、タイヤがなければ走らないのと同様に、社会活動と宣教(伝道)活動という両輪が、上手くバランスを保ちながら現実と関わっていくことで、進みゆく道から逸れずに、教会が世の中から真に地の塩、世の光として認知されるようになるのではないだろうか。

社会が抱える問題は、環境、貧困、差別、平和など多岐に亘り、すべてに関わっていくことは確かに難しい。また、世の中には様々な考え方があり、問題を直ぐ解決することは、現実には簡単ではない。だが、一人ひとりが、自らの

関心がある事柄からでも、他者の痛みに対する感受性を磨いて、その痛みについて学び、その痛みを少しでも分ち合おうと努力することはできると思ふ。

『愛の反対は憎しみではなく無関心です。』という言葉を中心に刻みつつ、痛みを持つ他者の気持ちに寄り添える身になれるよう、学びを深めていきたい。

「二つの部分が苦しめば、すべての部分が共に苦しみ、一つの部分が尊ばれば、すべての部分が共に喜ぶのです。」(コリントの信徒への手紙一 十二章二十六節)
皆さんも、一緒にやってみませんか？

韓国のこと

加須教会 柿沼 聖子

最近、日韓関係は、かつてなく悪化していて、両国とも一歩もひかぬ構え。長い歴史を通して不幸な時代はありましたが、それを乗り越えて融和を目指していた筈なのにと思っていた矢先、韓国行き

の誘いを受け、友人と参加した。韓国YMCAが主体となつて全国から六二名参加した。今年は一九一九年の韓国独立運動百周年を迎えるのでそれをはさんでの交流であった。

主題は「東アジア平和フォーラムツアー」

日本と韓半島と中国と周辺国の民主主義と平和を愛する人々が出会う機会をつくって頂いた。場所はソウルユースホステルが主な交流場所であったが、三月一日は三・一運動一〇〇年行事と国民大会に一緒に参加、午後七時には世間の交流、三月二日は大型バスで、塩津閣やDMZ、板門店訪問、大邱では催凡泰(弁護士)や慰安婦、女子高たちとの交流、三月三日は陝川に移動、原爆被害者福祉会、この陝川には高橋公純(日本人)として自費で慰霊園建立。福祉会には高齢の被爆者が多かった。

この後釜山へ移動し国立強制動員歴史館に入る。微用工の人達の展示と企業名等ここでは日本語の説明がなく英語とハンゲルだけ。ユートピア観光ホテルに戻り、近くの店で最後の交流を深める。三月四日、午前九時半タクシーにのり、有志の人達と慰安婦像、微用工の碑を見学し、帰途につく。

今回の訪問では三・一独立運動の意図と反核平和の連帯を強く押しすすめて貰いたい意図を強く感じた。かつてキャンドル革命を成功させそれを実現させたソウルの光化門広場で今回の三・一運動一〇〇年の集会に参加できたことは幸せでした。その後、大邱に於いて現在日韓の懸案事項になっている従軍慰安婦、被爆者、賃金未払い事件等に抱つて来た催凡泰弁護

士の話聞き、又被爆者が多く住む峽川に於いて交流会をもちぎターと歌で楽しいひとときを過ごしました。政治家だけに任せるのでなく、市民の問題点の真相を明らかにしながら、共に歩み出す事こそが、アジアの平和に結びつくのだという思いが伝わつて来た。様々な地域から様々な職業の方々が、それぞれの立場で発言されていた事を丁寧に処理していかねばと思います。亦この会議は韓国の教会関係の責任者が大挙来日されたの要請だったと聞いています。日本のYMCAは採算上対応できないと雑談で残り残念でした。今回は催勝久(韓日平和連帯事務局長)と米津篤入(朝日新聞社勤務を経て韓国語翻訳者)に世話になりました。

【協議事項】
第1号議案 第一回社会委員会議事録承認の件
第2号議案 平和を求めらる八・一五集会の件
・テーマ…安倍改憲は国家と社会をどう変えるか―4項目改憲の危険性
講師…永山茂樹氏
場 所…大宮教会
第2号議案 一〇・一三環境問題講演会の件…埼玉大通り教会との協賛
・テーマ…原子力の歴史
講師…篠原弘典氏
場 所…埼玉大通り教会
第3号議案 その他の計画の件
・第四回…十一月一日(日)午後三時から(第二回社会活動委員会)

第1号議案 第一回社会委員会及び第二回社会委員会
二〇一九年六月三〇日(日)午後三時四〇分～六時四〇分 埼玉大通り教会堂
議 事
(1)埼玉大通り教会社会委員会の皆さんとの打ち合わせ。
(2)埼玉地区社会委員会、社会活動委員会の歴史、「埼玉の夜明け」について。

本号は、八・一五集会の講演の報告と、本年度の地区委員であり、社会委員会担当である大坪先生、社会活動委員の相島兄、広瀬兄、柿沼姉からの寄稿をいただきました。(稲)

社会委員会報告

第一回社会活動委員会及び第二回社会委員会
二〇一九年六月三〇日(日)午後三時四〇分～六時四〇分 埼玉大通り教会堂
議 事
(1)埼玉大通り教会社会委員会の皆さんとの打ち合わせ。
(2)埼玉地区社会委員会、社会活動委員会の歴史、「埼玉の夜明け」について。

編集後記

本号は、八・一五集会の講演の報告と、本年度の地区委員であり、社会委員会担当である大坪先生、社会活動委員の相島兄、広瀬兄、柿沼姉からの寄稿をいただきました。(稲)